

質 問 事 項 回 答 書

1 公告年月日 令和7年4月 18日

2 件 名 残灰運搬業務委託

3 質問事項・回答

No.	仕様書の 頁・項目等	質問内容	回答
1	仕様書 第11条	残灰車の使用料はいくら か。	別添「残灰車の使用に関する 契約書」第2条及び別表 1に定めるとおりとします。

(別添)

残灰車の使用に関する契約書

新発田地域広域事務組合(以下「発注者」という。)と株式会社〇〇〇(以下「受注者」という。)とは、残灰運搬業務委託仕様書第11条に基づき、発注者の所有する残灰車の使用について、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 発注者が受注者に使用させる残灰車は、残灰運搬業務のみに使用することとし、公務に支障のない範囲において貸出すことができるものとする。

(残灰車の使用料)

第2条 発注者が受注者に貸与する残灰車の使用料は、別表1のとおりとする。

2 受注者が自ら残灰車を調達する場合の調達費用は、別表2のとおりとする。

(契約期間)

第3条 この残灰車の使用に関する契約期間は、令和7年6月1日から令和8年3月31日までとする。

(使用料の請求及び支払)

第4条 発注者は、受注者に貸付する残灰車の使用料について、当月分を翌月5日までに受注者に請求するものとする。

2 受注者は前項の定めにより発注者の提出した適法な支払請求書を受領した時には、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(残灰車の使用及び管理)

第5条 受注者は、残灰車を本来の用法に従い、善良な管理者のもと注意を持って使用しなければならない。なお、保管場所は当組合廃棄物処理施設内とする。

(損害賠償)

第6条 受注者は、事故等により第三者及び発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、発注者の責に帰すべき事由による場合又は発注者が相当な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(契約に定めのない事項)

第7条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じたときは、必要に応じて発注者と受注者とが協議して決定する。

(別添)

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者とがそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年〇月〇日

発注者 新発田市中央町5丁目4番7号
新発田地域広域事務組合
管理者 新発田市長 二階堂 馨

受注者

(別添)

別表 (第 2 条関係)

(別表 1) 残灰車の使用料

品名	単位	使用料
残灰車 (8 t 車)	一台	5 6, 0 0 0 円/月

- ・ 上記使用料は、残灰車洗浄に用いる動力噴霧機の使用料及び消費税相当額を含む。
- ・ 発注者が受注者へ残灰車の貸出しが出来ない場合は、1 日あたり 3, 1 1 2 円を控除して、使用料の請求をするものとする。
- ・ 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、契約期間中に税率等が変更となったときはその変更税率等によるものとする。

(別表 2) 受注者による残灰車の調達費用

品名	単位	調達費用
残灰車 (8 t 車)	一台	3, 1 1 2 円/日
残灰車 (4 t 車)	一台	1, 5 5 6 円/日

- ・ 上記残灰車調達費用については、使用料から控除し、相殺できるものとする。
- ・ 受注者による残灰車の調達が 1 週間を超え、長期にわたる場合には、別途協議するものとする。